

令和3年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和3年9月7日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 洸 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ここでお諮りいたします。昨日に引き続き、議場において、議会事務局職員が議会だより用の写真撮影をいたします。

それに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許可することに決定しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 田境 毅君、2番 石原 昇君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡潔明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

6番、黒木 一君の質問を許します。

6番、黒木 一君。

○6番（黒木 一君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問させていただきます。

今日はいささか緊張しておりますので、ちょっと御無礼をするかも知りませんが、どうぞお許してください。

まず、いろんな団体が成り手不足に悩んでおります。特に議員もしかり、いろんなところで成り手不足のために業務が滞っているところもあるかと思えます。

そこで今回は、区長、区長代理それから各種委員へのサポートについて、行政に提案をしたいと思えます。よろしくお願いします。

区画整理で人口も増えていきます。増えている区と既存の住宅で運営している区と二つに分かれるのではないかなと思えます。既存の住宅・集落の場合は、区長それから各区での区長、区長代理、各種委員も順番送りが相当定着しております、スムーズにしているのではないかなと思うんです。反面、新興住宅が区画整理で増えたところは、非常に苦しんでいるんじゃないかなと思えます。

まず、コミュニティ作りから進めていく必要があると私は思っています。新興住宅の人を置き去りにして、区の運営はあり得ません。そこでコミュニティの充実を図り、既存の住宅に今までのお住まいの方と、新興の住宅にお住まいの方が、有意義に交流ができ、区の運営を図ることが必要じゃないかなと思っております。

そのためには、区長の存在が大きくクローズアップされるわけです。ところが現在、社会情勢として皆さん年金も目減りしています。そこで70歳まで働く人が多くなっており、そんな中で、区長を受けても自ら受ける人というのは、まず皆無に近いのではないかなと思っています。まず自分が食っていくことが優先。

では、行政としてどのような手を打っていけばいいのか。行政だけではなくて、議会とともに考えていく時期に来ているのではないかなと思います。

聞くところによりますと、区長というのはまず前任者とかほかの方が頼みに行っても、一発で受けてくれる方はまず見えません。一番のハードルは70歳という年齢もさることながら、家族の協力、まず玄関先で奥さんが出て見えます。奥さんが開口一番、いやいやとすぐ断られる状態が多いのではないかなと。これは私が知っているところだけのことも分かりませんが、多分似たようなことだと思います。

それを、区だけでやるのではなくて、行政のサポートもいただいて、できれば議員のサポートもいただいて、一番最適な人に区の運営をやっていただくということが必要かと思っています。そのためには、いろんな整理をする必要があるのではないかなと思っています。

そこで、舌足らずかも知れませんが、今回、僕が知り得る限りのことを提案して、行政をお願いをしたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

まず一番目に、最初言いました70歳というハードル、これは人間的に働いても、体力が70になってくるとだんだん下がっていくということで、まず敬遠されるんじゃないかなと僕は思っています。そこまでいくと敬遠されるのと同時に、70前でまだ働きますよと、会社のほうも安い賃金で技能豊かな人に残ってもらうほうが、それはメリットが高いはずで、私が経営者でも当然そう考えます、病気をしない限り。ということで、70歳を目安にした場合にどうかなということを考えております。

それで最初の質問に入りたいと思いますけれども、就業というのは勝手に私が付けた言葉ですが就業年齢70歳、ということは定年が70歳ということにおいた場合に、成り手不足を生じたことに行政はどのような考えをもってみえるのか。また何かいい、各区に知恵と言ったらおかしいですけども、手助けをする方策はないのか質問したいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（足立初雄君） この際、黒木君に申し上げます。マスクは鼻の上までしっかりとしてください。

総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 区長の成り手不足問題、時の区長様から、よく後任の担い手を探すのに苦労するという話は耳にするところであり、議員から御心配いただいていることと全く同じことを私共も憂慮しているところでございます。

御指摘のとおり、定年延長や70歳までの就業により、この状況はこの先ますます深刻化していくものと危惧しております。何か対策はないのかというふうに問われましても、これといった具体策が見い出せないというのが、正直なところでございます。

対策ではございませんが、成り手不足の原因として思い当たることは、やはり区長の業務が多過ぎるということであるかと思っています。本来の各区における個別業

務に加え、町からお願いをさせていただいております業務は、確かに多岐にわたっております。昨今では、配布物や回覧をお願いするにしても、極力区長様にお手数をおかけしないよう、一覧表での表示を始め、部数の仕切りや回覧の表示等々、またその御依頼そのものの厳選等にも留意をしているところではございます。

また、各種会議、イベントへの御参加や取りまとめ等につきましても、区長様にお願いしなくても対応できそうなことについては、十分ではありませんが極力そうするようには努めておるところでございます。

今後につきましても、行政のDX、デジタル化を始めとして、効果的かつ現実味のある負担軽減につながる手法について考え、実践してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。理解はしましたけれども、業務が多過ぎるということで、一つでも二つでも早急に考え直して、改めていただければと切にお願いいたします。

それとデジタルと言われましたけれども、確かにデジタル時代だとは思いますが。私も含めて、年をとってくると目も悪くなりますし、そういうものはなかなか避けたいという気持ちがありますので、その辺も簡単な手法で行えるということを検討いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それから次の質問ですけれども、似たような質問になるんですけれども、今お答えいただけましたけれども、区に任せるのかというのは言い過ぎかも分からないですけれども、大体それぞれの区ごと、今の時期から新しい区長代理を選んでいくという時期になってこようかなと思います。そのときに、相談があったら適切なアドバイスをお願いしたいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。お願いします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本町がより良いまちづくりを進めていく上で、区長様を始めとする各区役員の皆様方の御協力が必要不可欠であることは、言うまでもありません。そういう意味では、区頼みの町行政であることは否定できません。

したがって、区長等の成り手不足問題は、町としても非常に重要な課題でありますので、この課題に限らず、区の運営においてお困り事がある場合は、町としても親身に御相談に乗り、可能な限りのサポートをさせていただく所存であり、区任せにするつもりは毛頭ございません。

しかしながら、区長等の人選ということになりますと、町が直接的に介入することは好ましくなく、結果的には区内での対応をお任せせざるを得ず、町としては何らかの側面的な支援という形でのサポートをさせていただくものであります。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。今のお答えで私は結構だと思っています。実際に相談に見えたら、何かの言葉をかけていただくとか、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

それから次の質問に入りますけれども、各区も世代交代が進んでいくんじゃないかな

と思っております。ある区では、若い人に役員をやってもらいたいと言っても、なかなか近くに年配の方が見えたら遠慮するとかということもあって、非常に苦しんでいる状態、だから世代交代をやるには勇退をしてもらう以外ないのかなと思っております。その勇退の仕方をどうしようかなと考えている区長さんも見えますので、ぜひそういう相談が来たらそれも含めて、手法とかこういうふうによそではやっておるよとか、よその事例を引き出しながら、ぜひ指導のほうをお願いしたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 地域活動においては、防災、消防活動、女性の活躍支援といった様々な課題がございます。その中には、区民の世代交代に伴う価値観や思考の違いから来る課題もあろうかと思えます。

そしてそのような課題について、地域住民が自ら考え、解決に向けた取組を行った場合に、補助金を交付する特別枠を、小学校区単位ではありますが、昨年度からコミュニティ活動推進事業費補助金の地域課題対応分として設けております。お金の問題じゃないということは重々承知はしておりますが、ぜひ有効に御活用いただければと思います。

また、本町のように、人口が増加傾向にある状況においては、世代間ギャップのみならず、既存集落住民と新興住宅地住民との間の地域間ギャップ、今の一般質問冒頭でも議員自身もおっしゃっておられましたが、そういうような問題も大きな課題となっている区もあろうかと感じています。

いずれも非常に難しい課題であり、すぐに解決とはなりません、地域の皆様方の御意見を伺いながら、共に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、区の役員の勇退等、世代の循環、入れ替わり、交代等につきましては、当然役場としても知り得る限りでのアドバイス等々していくつもりではございます。毎月区長会で、区長様方の御出席をいただいておりますが、町のほうで御用意をさせていただいた議題が終了した最後の時間で、区長様方から何かございましたらということで、フリートーク、自由意見の交換の時間を、毎回設けておるところでございます。

そのような時間も活用しながら、区長様の声を聞き、柔軟な対応に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。今のお答えで十分だと思うんですけれども、ぜひ区長会を利用いたしまして、そういう各地区の区長の悩みとか、そういうものを吸い上げていただいて、各区のコミュニティ活動が充実されることをお願いしたいと思います。

ただ金だけ出せばいいというものじゃないと思うんですけれども、やはり僕も優先するのは金だと思っておりますから、何をやるにもやはり金が必要だと。金の大小は別にしまして、お茶ぐらい出してやるとか、その辺は必要だと思いますので、各区のコミュニティ推進に御尽力いただければと思います。ありがとうございました。

それでは次の質問にいきたいと思えます。実は、皆さんにお配りしてある私の質問事

項の中で「区長・代理」とあるのが間違いなんですけれども、区長代理にしたつもりですけれども、総務ではそれを先に読み取っていただきましてそういうふうにしていただいておりますので、ありがとうございます。

実は、区長の報酬改定というのは、僕が区長をやった年に行われたと思うんですね。あのときたしか、議会事務局長が総務部長のときだったかなと僕は思っております。それで区長の手当には僕は何ら疑問はないんですけれども、僕は一番に賛同したほうですので、ただ、疑問を感じるのは区長代理ですね。区長代理は区の会計処理だけをやっておけばいいというものでは僕はないと思います。

それで今の区長代理は、コロナ禍の中で相当区長と一緒にあって、ごみ処理場所を始めいろんなところを回って、それなりの活動をしております。そこで区長代理報酬をもうちょっと見直していただけないかなと、一律でいいんです、23区一律でいいですから、若干見直していただければ助かるかなと思っています。

区によってはそれぞれ補填しているところもあることだろうし、実は私の区でもある金額を補填しております。そういう問題じゃなくて、補填するということは財政が要るわけです。各区とも財政状況は違うわけですので、若干切りのいいところで、今、大体一律7万4,000円ぐらいですかね。それを10万円ぐらいにしてもらえとか。年額ですよ。月に10万円とは言いません。ちょっと区長と逆転しますので、するところも出てきますので、その辺は可能なかどうか。区長代理の仕事を見直して、それなりの評価をしていただけないのかなというのが、提案です。よろしくお願いします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 区長代理様の業務につきましても、区長様の業務自体が増大することに伴って、おのずと区長代理様の負担も大きくなるというような認識は持つておるところでございます。

区長代理様の報酬につきましては、23区一律の年額7万4,000円ということでお支払いをさせていただいております。これにつきましては、大きい区、小さい区ございますが、いずれの区においても下で区長を補佐する立場、次年度には区長になるための準備期間的な位置付けにおきまして、一定の定額、一律の定額とさせていただいております。

今、区長代理の報酬についても、再検討すべきではないかという御提言をいただきました。大変恐縮ではございますが、現時点ではその報酬を見直すということ自体は考えていないわけなんですけれども、この先の情勢等々を勘案して、必要な折に検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

次に、ここ2年、コロナで各地区の行事・イベント等が滞っておると思うんですが、コミュニティを閉鎖されることが多いと。その中で、区長代理が区長に上がっていくということで、十分な業務引継ぎは可能なのか。可能でないと考えれば、どのような支援をしていくのか。

考え方によってはその年その年で考えればいいんじゃないかなということもあろうか

と思いますけれども、町から依頼をいただくイベントだとか行事も、やはり年々変わっていくと思うんですよね。その中で手法も変えていかないといけないということでは、いつでも大丈夫かなと思うんですけれども、基本的な人の動かし方だとか物の準備とか、そういうものはやはり継承していかないとできないと思うんですね。

その辺をうまく継承できるように、区長会なんかでよく、綿密にお話しただいて、それが滞りなくできるような体制を取っていただきたいなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 新型コロナウイルス感染症の影響により、区では学区、コミュニティの行事が開催できず、今年度、今後においてもこれらの活動の縮小が進む可能性があり、町としても地域防災やコミュニティ諸活動等の観点から、地域力の低下を危惧しておるところでございます。

業務の継承にあたりましては、各区により状況は異なりますが、区長経験者が顧問的な立場で区の運営に関わり続け、御指導をいただいておりますことにより、引き継がれていくというのが主な基本的なパターンかなというふうに思っております。

しかしながら、行事等の中止が2年も続くと、前任者も分からず、自分が代理当時の蓄積もなくという事態になり、事は深刻でございます。正直なところ、各区内での業務の継承について、町として直接的にお手伝いできることはまずないというふうに思いますが、地域活動におけるコロナ禍の支障を少しでも抑えるべく、この9月補正予算にて新型コロナウイルス感染症対策補助金をお願いしておるところであり、コロナ禍においての区の行事や会議等を少しでも安定的に実施していただくことを支援するものであります。

また、先ほどと同じ回答になりますが、区長会の意見交換の場を通じて、各区の業務の継承、悩み事の意見交換には積極的に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。先ほどの補助金については、地元区長からも相談がありまして、非常に喜んでいました。何をかうかということ、早速自分で店舗を回って、値段を尋ねて、その限度内で何が買えるんだろうかということを探している最中でございます。ありがとうございます。

それでは最後になりますけれども、行政から区にたくさんの委員を要請されております。総務部だけではないと思うんですけれども、それによりますと、ある好きな人が一覧表を作って僕に持ってきました。御丁寧に報酬まで書いて、ありなしと幾らと、まちまちなんですね。僕は区の統一を図るためには、そういうものを統一していかないと、あの役員は安いから嫌だと、せつかくやるんだったらこの委員がいいと、そういうことが出かねないかなと心配しております。

そこで、できるできないは別としまして、僕が区長をやっておるときから、2年に1回とか3年に1回とか毎年とか、くるくる委員の任期が変わってくるのがあるんですね。それと報酬が全然違う。何でこの役がこんなに報酬が高いんだろう。もっと僕から見て、こっちのほうがきついんだけどこっちが安いというのがあると思いますので、これ

は各部共通で1回部長クラスで照らし合わせてみて、この任期はみんなそろえようとか、この報酬はみんなそろえようとかいうことがあれば、ぜひ実施していただければと思います。

それが、区長が区の運営をやるのに、やはりスムーズに行く方法かなど。これは特別えらいからこれはしょうがないと、上げなきゃやってくれる人がおらんと、それはうまく区長会等で区長に説明してそういうことを決めればいいことじゃないかなと思います。今はとにかくばらばら、それから一番遅いのは年明けてから頼んでくるとか、時期の問題もあるんですね。区長が一番忙しいときに、待っとれんわというときもあろうかと思えます。

その辺を、先ほどの業務が多忙過ぎるということに合わせて、変えていただければと、考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 町から区長様に対して、いろんな委員さんの選出についてお願いをしておるのは承知をしておるところでございます。また、その各委員の任期ですとか、対象の年齢ですとか、報酬がまちまちであるという状況もあるということで、議員からも資料提供を頂きました。また、私共も調べた中でそういう現状があるという問題は認識をしておるところでございます。

また、依頼の時期については、極力まとめて一括でという努力はしておるところで、一覧表にまとめてお示しをするようなこともしておるわけですが、今、御指摘いただきましたように、必ずしもそれが徹底していない部分があるという御指摘をいただきました。そこら辺のところについては、改めて確認をさせていただいて、可能な範囲でまとめていくという努力はさせていただきたいと思えます。

委員の委嘱委員については、法律に基づくものとそうでないものがございます。法律に基づく場合は、任期や適格要件などは定められており、期間・年齢・報酬等を一律に取り扱うことは難しいかと思われまます。法律に基づくものでない委員につきましては、必要最小限の要件として、その性質にあたって極力御苦勞をおかけしないよう、調整に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、各委員の待遇等につきましては、その委員の組織の中でいただいてきた御意見を反映し、今の諸条件が成立してきたものもあろうということについては、理解と配慮が必要であるというふうにも考えておるところでございます。議員、御提言いただきました課題については十分認識をして、よくよく検討してまいりたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに対処していただければと思います。

この質問の最後にあたって、区長、区長代理に町長のほうから期待を一言お願いします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） コロナ禍でありまして、区長さんも区長代理さんの業務も大変、また継続性の問題も含めて大変であろうと思っております。今、総務部長から答弁をさせ

ていただいたように、もう一つそれぞれの区長さん、区長代理さんの業務を捉え直すとともに、コロナが終息した場合また新しい活動が活発化すると思われま

そうといったときに区長会、そしてまた区長会の中で区長代理さんの役割分担等々をしっかりと見極めながら、区長会議の中で今後の手当それからそれぞれの委員の委任の仕方、そしてそれぞれの業務の役割、もう一度見直しながら新しい区長さんにそれぞれお考え方、それぞれ出てきておられるので、そういった意見をしっかりと集約して、次の展開に結び付けていきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

2番目の質問に移りたいと思います。2番目の質問はあまり時間がないので、スムーズに進めたいと思います。交通安全のマナーの整備についてですけれども、私が常々考えているのは、毎回毎回定期的に立ち当番している中で、交差点、特に通学路の交差点、それが手信号があるところ、ないところ含めて、ぜひ全町挙げて運動を展開していただけないかということで、提案したいと思います。

まず、通学路において、横断歩道でよろしいですので、危険と思われる箇所は何か所ございますでしょうか。お願いします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） お尋ねの横断歩道における危険箇所でございますが、毎年通学路点検を教育委員会としては行っておるところでございます。本年7月に実施いたしました通学路点検の中で、危険箇所調査の中に横断歩道が何か所かございました。それにつきまして、全体で15か所私共としては確認しておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。15か所あると、調べてあるということですよ。

そういうものは即ち危ないと思ったら、対策を打っていくべきだと思うんですけども、その対策はどのように行われているのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 危ないと思われる横断歩道につきましても、いろいろ条件があるかと思えます。滞留スペースが少ないでありますとか、防護柵がしっかりしていないでありますとか、また信号がないから危ないというようなところもあろうかと思えます。

7月に千葉県で発生しました通学路における事故を受けて、文科省のほうから改めて通学路の再点検の通知が来ております。私共といたしましても、改めて通学路を見直すという意味合いで、現在実施し取りまとめている最中でございます。そういった取りまとめ結果を元に、警察から道路管理者、土木課等々合同点検を実施いたしまして、危険箇所の改善、どうしていったらいいのか、そういったような助言を得ながら、私共としては改善要望を出していきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。了解いたしました。

私の視点はちょっと違うんですけども、そういう危険な場所があって、検討してい

ると、届けを出しているというのを待っておったのでは、その間に事故が起こったら誰が責任を取るんだという問題になってくるんじゃないかなと。

昨日も質問が出ていましたとおり、やはり行政としては危ないと思ったら、何か早急に対策を打つべきじゃないかと。僕は、考えていますとか検討しますというのが、余りにも多過ぎるのではないかなというふうに思っています。僕は教育部長を責めているわけでも何でもありませんけれども、ぜひそういう気持ちで取り組んでいただければと思います。

そこで、次に私の提案ですけれども、これは二番煎じかも知れませんが、テレビを見ていましたら、半年ぐらい前だったかな、長野県が全国1位だと出ていて、何で長野県が全国1位だろうと思ったときに、今の防災安全課長の顔を思い出しまして、そういえば小林君が行っておると、帰ってきたら聞いてみようと思って思いついたことなんですけれども、横断歩道でお互いに、歩行者は運転手に止まってくれてありがとうというような意思表示をすると、それで運転手も止まったら手でどうぞというような運動を展開できないかなと思っています。

実は、聞いたところによりますと、前防災安全課長が何かそういう運動を、今年からやるんだということをうたっていたと聞いておりましたので、それがあまりまだ活発化されていないので、ぜひこれを機会に、全町挙げてそういう運動を展開して、事故が生じる前に打っていくという手を、積極的に展開していくことが必要じゃないかなと思います。

そのためには、提案したから僕はその3か月の間だけやるのではなくて、ある期間ロングランで幸田町の交通安全の基本として展開していくと。1年か2年か、学校を含めてということが僕は必要じゃないかと思えますけれども、その提案について行政としてはどうお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御提言ありがとうございます。運転手や歩行者に対し、交通ルールの遵守はもちろんのこと、思いやりの心やお礼等、交通マナーの向上を呼びかけることで、町全体の交通安全意識を向上させ、交通事故のない社会の実現を目指すことを目的に、議員御提言の趣旨と全く同じ発想の元、昨年度中に幸田町交通安全推進運動実施要綱を整備し、本年度から「止まってくれてありがとう」をスローガンに、取り組み始めておるところでございます。

議員のほうから、あまりまだ周知がされていないということで、これについては私共の努力不足ということで、この止まってくれてありがとうをスローガンに、より一層、今後この活動に力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

もう少し具体的に説明をさせていただきますと、歩行者に対しては運転者へ横断をアピールするための挙手、信号のない横断歩道で停車した運転者へのお礼や会釈を勧奨し、歩行者の交通マナーの向上を図るものでございます。運転者に対しては、歩行者のお礼や会釈を受け、歩行者のために次も止まってあげようという思いやりの心を持つことで、交通マナーの向上を図っていきたいというふうに考えております。

違う言い方をすれば、歩行者と運転者、人と人との、止まってくれてありがとうとい

う心の機微を大切にし、それを原動力として交通安全運動を推進していこうとするものでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。先ほど長野県のお話をしたんですけれども、25%ぐらいだったですかね、それで全国1位ということで報道されていまして、半年間ずっと考えておったんですけれども、ただその横断歩道というのが通学路だけではなくて、僕も非常に体験しておるんですけれども、横落地区にドミーさんがございませよ、僕は主夫も兼ねていますので買物によく行くんですけれども、そこも全く止まらないんですよ。たまに気付いたら止まるぐらいで、そういう箇所が通学路じゃなくてもほかにも横断歩道で危険な箇所というのはあると思うんですね。

それともまず、時間があるときでいいですから、これはどこか分かりませんが調べていただいて、ぜひみんなでそういう運動を展開して、交通事故のない町としたいものです。よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ありがとうございます。止まってくれてありがとう、幸田町交通安全推進運動へのエール、後押しと受け止めさせていただきます。本当にありがとうございます。

まだまだPR不足と反省をしております。四季の交通安全町民運動や広報紙、タウンメールの掲載、街頭指導活動等で周知、PRの上、各区をはじめ各種団体等、住民の御協力をいただいて、のぼり旗、ハンドプレートの掲示を実施し、「止まってくれてありがとう」をスローガンに、年間を通じてより一層の交通安全の啓発・普及に努めてまいります。ありがとうございました。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木 一君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時58分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、丸山千代子君の質問を許します。

8番、丸山千代子君。

○8番（丸山千代子君） 通告順に質問をさせていただきます。

コロナ封じ込めで命と暮らしを守ることにあります。東京オリンピックが閉幕してから、首都圏を始め、全国的な感染拡大による緊急事態となっており、愛知県も9月12日まで緊急事態宣言の対象であります。

新型コロナウイルスデルタ株の感染が拡大し、とりわけ現役世代や子供の感染が急増しております。この感染爆発から、町民の命と暮らしを守る対策について、順次質問をさせていただきます。

まず一つ目といたしまして、感染爆発の危機的状況に対して、ワクチン接種が間に合

わない状況であります。特に今、重要なのは、PCR検査の拡大で無症状感染者の発見と保護を急ぐことではないでしょうか。そのためにも、誰でもいつでも何度でも、希望者が無料でPCR検査を受けられるようにすることでありますが、その考えについてまず伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 現在、本町では身近な医療機関でPCR検査が受けられるようになってきております。発熱等の症状がある方につきまして、町内10か所のかかりつけ医におきまして、検体の採取が可能となっております。

また、民間の検査機関等におきます検査環境も整ってきておきまして、個人の希望で感染を調べる自費検査については一定のニーズがあり、無症状でも感染の不安を抱える方や、症状があっても受診できない方の受皿となっております。こうした形で、検査環境は整ってきております。

なお、行政検査の対象となるものにつきましては、無料となるものでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今のは、これは自費検査によるPCR検査が検査体制が整っているということでありまして。私が提案をいたしましたのは、無料でいつでもどこでも、誰でも何度でもPCR検査が受けられる体制作り、そして無症状感染の発見をしていく、そして感染を防いでいく、この提案でありまして、確かに自費検査は整ってきているわけでありまして。

これを、無料で行政検査として受けられるようにしていく、こうした件について伺っているものでありまして、その考えはあるかないかということでありましてけれども、その点について伺います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 検査をする適切なタイミングというものがございまして。症状がある場合につきまして、発症してから数日間、これは9日以内というふうには一般には言われておりますが、9日以内まで、また無症状であっても濃厚接触者であると保健所が判断した場合、保険適用、行政検査での検査が可能となるものでございます。

検査のタイミングに関しましては、疑いの状態から新型コロナウイルス感染症ではないと診断することは可能ではありますが、ウイルス量が少ない潜伏期間中、この長い潜伏期間中の中では検出できないこともあります。つまり、無症状の方や接触したとしても早期に検査をいたしますと陰性判定となり、検査を擦り抜ける心配も否定できないところでございます。

新型コロナウイルスの特徴は、平均潜伏期間が5日を超えることであり、こうした問題があるということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） なかなか無償で検査を受けられるということは難しいということでございます。そうしますと、今度は一般の方が受けるのは難しい、それならば今現在、非常に集団で感染をしている保育園、学校、そして高齢者施設、障害者施設、このところにおきましてのPCR検査の実施について伺いたいと思います。

現在この学校におきましては、文科省が基準も出しておりまして、教育委員会にも通達も出しているところがございますけれども、しかしながらこの文科省の枠を拡大をして、町独自として検査体制を確立することはできないかということでもあります。これが唾液によるPCR検査キット、これを無料配布をして、家庭やあるいは事業所などで検体を自己採取をして検査センターに送ると、こういう取組、これを提案する専門家もいるわけでもあります。

これが、どこでも気軽に検査を受けられるようにしていく一つの体制作りではなかろうかというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員言われるとおり、新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからない中、先般、政府が学校等での感染を防ぐため、抗原検査の簡易キットを全国の小中学校に配布するかどうかの議論もなされており、近くこれは配布される方向になったというように聞いております。

全国の知事会におきましても、キットの配布を全国で早急に進めるよう国へ要請しておりまして、この町独自といいますか、町としてはこの動向を早急に見極め、対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この抗原検査キットでございますけれども、これは鼻粘膜から採取をする方法でありまして、これが現在今、高校等にも配られていて、それで自己採取をするというような方法が取られているようでありますけれども、この教訓といたしまして、なかなか自分で粘膜を自己採取するのが難しいと。例えばけがをするとかそういうこともあり得る可能性もあるということで、まずは教員がこれをクリアして、それから子供に行うとか、そういうようなことが求められているというふうに聞いております。

しかしながら、唾液によるPCR検査キットは、ただ唾液をキットの中に入れるだけでありますので、危険性は伴わないということがあります。そうした意味におきまして、やはりこのPCR検査は唾液による検査キットのほうがいいかなというふうに私は思うわけでもあります。

そこで、豊田市でありますけれども、豊田市でもこのPCR検査キットの購入補助というのはやっているわけでもあります。これは補助制度でありますけれども、町としてやはり幸田町の子供たちを守る、そのためにも感染拡大を防いでいく、無症状者を発見していく、この取組の中ではPCR検査キットを随時取り組みながら行っていくという、この方法が一番ではなかろうかというふうに思います。

濃厚接触者を狭めない、広めのPCR検査、これを行政検査として行うこの提案でございます。どうでしょうか、お伺いたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの抗原検査、鼻粘膜の採取ということでございます。確かになかなか子供さんにつきましては、やはりこの検査というのは自主的に任意ならいいわけでございますけれども、健康上、病歴の問題にもなり、なかなかセンシティブな問題もあり、無症状の子供にできるかというのは疑問である中、対応していくという

形になろうかと思っております。

それからPCR検査のほうが、やはりこれ唾液によるもののほうが明確に検査結果が出るという状況もありますので、できれば議員おっしゃったような、鼻粘膜ではなくて唾液によるPCR検査というものが望まれているというふうに思っております。広めの検査でそれを行政検査の対象にするかどうか、これはかなり難しい話でございます。

しかしながら、愛知県では今年2月以降、緊急事態宣言延長に伴い改定されました基本的対処方針、こういったものに基づきまして、全国の自治体に対し、高齢者施設での集中的な検査を要請したことを受け、PCR検査か抗原検査が3月以降、高齢者及び障害者の入所施設の全職員に対し集中的に行われているような状況もございます。その後、検査は通所系施設の職員にも拡大されておまして、この検査は9月まで延長されているということでございます。

このようにワクチン接種が進み、集団免疫が作られることによって、今後大きく感染を抑えられるものと考えられますが、感染者が増加し無症状の人を発見して感染拡大を抑え込む必要性が生じれば、そのタイミングでのこのPCR検査の実施ということは考えていかなければならないと感じております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町のコロナ感染者、9月5日は13人、9月6日は17人ということで、直近では非常に上がってきております。8月から考えてみますと、10代から10歳未満、こういう子供たちがたくさんかかっている状況の中で、やはり重視しなければならないのは、保育園や学校等でのPCR検査の必要性ではなからうかというふうに思います。

新学期が始まって、学校が休校になっているところもある、岡崎市では休校になっております。幸田町ではまだそこまではいっておりませんが、実際、学校が始まって現状はどうなのかと。保育園や学校の必要性はないのかと思うわけでありまして。誰もが心配をしている無症状の感染者が分からない中で、そしてそれが確実に感染拡大、広がっていく、そして何より怖いのは、このデルタ株はエアロゾルによる感染拡大が非常に強いということでありまして。

そうしたためにも、早急に学校・保育園等でのPCRでの検査、これを進めていく必要がある。ひいてはそれが家庭内感染も防いでいくことにつながります。そのためにも、再度これについてお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、ワクチン接種の副反応による受診を無料とすることについて伺います。とりわけモデルナ製ワクチンは8割の人が高熱などの副反応が出てきて、休まざるを得ない状況が出ております。モデルナアームというそうでございますけれども、こうした副反応による受診、これを無料とすることについて考えを伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 保育園など、それから小中学校ということのPCR検査の必要性と、これは十分戦略的に特定の対象を絞って検査を実施するということは、非常に重要なことというふうに認識をしておまして、感染の拡大も町内において徐々に起こりつつありますので、医師会等専門家の方々からの御意見も頂戴しながら、実施の可

否を慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。

それから、次の御質問のワクチン接種の副反応による受診、こちらのほうを無料にすることについての御質問でございます。副反応による健康被害があった場合の対応としまして、救済給付を行うための国の健康被害救済制度というものがございます。こちらのほうは、町のほうへ御相談をいただきたいというふうに思っております、町が窓口としてお話を聞きするというふうになっております。

給付を受けるには、国が設置する審査会におきまして、予防接種による健康被害であることの認定を受ける必要がございます。給付が認められるまでの間につきましては、医療費等は一時的に御自身で負担していただくものとなっております。補償につきましては、健康被害が予防接種によるものと厚労大臣により認定されたときには、予防接種法に基づく救済医療費等の支給が受けられるというものでございまして、国制度での現状の御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 副反応による受診ですね、これはなかなか皆さん相当のことがないと受診されないわけでありまして、しかしながらやはり一部には、この副反応が長く続いてくる人もいます。それが国の救済制度に係るものではない、しかしながら受診をしなければならないという、こういう方たちへの副反応による受診の無料化でありますので、相当な被害が出てから国の救済制度を受けようと、こういう問題ではないわけでありまして。

ですので、例えば高熱が出て医者にかかるとか、そして薬を頂く、そういう後は例えばほかのことにつきましても受診をしていくということでもありますので、そうしたときその受診料、必ずかかるわけでありまして。薬の代金も請求されるわけでもありますので、そうしたワクチン接種の副反応による受診ということに限定をして、このことを気軽にお医者にかかれるように、そういうことでもありますので、それが無料にできないかということでもありますので、再度伺いたいと思います。

次の質問に移ります。新型コロナウイルスによる感染者が増え続けております。医療が逼迫している状況でありまして、医療現場などから災害級という悲鳴が上がっております。軽症の場合は入院ができず、自宅療養となっております。入院ができない場合は、自宅療養でありますので、さらに感染拡大となるわけでありまして。

そこでお伺いしたいわけでありまして、幸田町の自宅療養者は何人かということでもあります。調べてみましたら、県下で自宅療養は1万6,000人ということでありました。岡崎市ですと700人が自宅療養をしているということでもあります、幸田町では何人か分からないわけでありまして。私の知人も自宅療養をしているわけでありまして、やはりこれは個々のつながりでないと分からない、全体としてどれぐらいの方が自宅療養しているか分からないわけでありまして、その自宅療養、幸田町では何人いらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ワクチン接種の副反応による受診でございます。どうしてもこの接種の後というのは、接種後の発熱、倦怠感、いろんな症状が起こってまいりま

す。あらかじめ解熱剤、熱さましシートとか、そういったものを御準備いただいておりますかと思えます。それに伴って費用負担というのが発生します。それから2、3日経過観察して、症状が思わしくない場合はやはり医療機関に受診、費用がかかる、これは当然のことですが、今現状の中ではそちらのほうを無料にするということの、制度上そういったものはございませんので、よろしく願いいたします。

それから、幸田町の自宅療養者の御質問でございます。こちらのほう、先ほど岡崎で700名という、ありがとうございます、いただきました。感染者数、これは一概に言えないんですけども、感染者数も幸田町、おおむね岡崎市の10分の1というふうに考えますと、数十人の自宅療養がおいでになるということには察することができるわけでございます。

保健所の管轄をしておる岡崎市であればそういった、自ら対応していますので分かることですが、幸田町の場合は西尾保健所、こちらのほうへ確認をさせていただきました。情報提供を頂けなかったということでございます。

先ほど1万6,000人と県下の療養者数をおっしゃいました。先週の9月3日金曜日、こちらの愛知県知事の記者会見におきましては、県内全域の自宅療養者は1万7,276人、そして昨日、その3日後になります、9月6日につきましては、1万9,015人ということで、この3日間で1,739人の増加ということで大変厳しい状況となっておりますことでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 私が調べたときには県下は1万6,000人だったわけですが、その後どんどんと幸田町の感染者も増えてきておりますので、当然自宅療養者も増えているかなというふうに思います。そうした点におきまして、2万人近い人たちが自宅療養をせざるを得ない状況であります。この自宅療養をしていて、これが死亡に至るということも報道がかなりなされている状況の中で、やはりこうした自宅療養は本当に危険な状況であると思うわけであります。

ですので、こうした自宅療養者向けに対しまして、宿泊療養施設、これを周辺の自治体、あるいは岡崎市等と民間ホテルさんと協力をして、確保するというそのことについて伺いたいと思います。県下では4か所しかこの宿泊療養施設は用意しておられません。これではとても少ないわけでありまして、自宅ではなかなか対応できない部分もあります。さらに感染拡大を防ぐ、こうしたことをするためにも、自宅療養ではなくて、宿泊療養施設に切り替えていく、その取組について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 宿泊療養施設についての御質問でございます。デルタ株への置変わりが進んでおります。愛知県につきましては、先月の24日、県内で4か所目となる宿泊療養施設を、先ほどおっしゃいましたように開設しております。

また、同月の31日からにつきましては、6月に受入れを終了しました安城市内のホテルにおきまして、軽症者等の受入れを再開しております、現時点では5か所という形になっております。

このように、宿泊療養施設の確保につきましては、県が所管する事務として行われて

いるところでございます。ちなみに今、5か所の運営施設の全ての室数が1,514室でございます。このうち、9月3日現在の入所率につきましては、567室埋まっております、37.5%というふうに向っているところでございます。

本町としましては、この宿泊療養施設の確保というよりも、その宿泊療養施設の確保は県が行っていただいておりますので、そちらのほうへのホテルの運営に関係します職員の派遣協力、こちらのほうをこれまでずっと行ってございまして、今後も県から協力要請があれば引き続き行っていきたいというふうを考えております。

なお、この安城市内ホテルの職員の派遣協力につきましては、東横イン三河安城駅の新幹線南口の2のところ、こちらのほうは246個室のうち133が埋まっている状況というふうに向っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 現在567室が埋まっているということならば、まだまだ十分部屋数としてはあるわけでございます。そういう人たちがなぜ入れないのかということでもありますけれども、その辺のところはやはり状況を見ながら、自宅療養者には保健所のほうから確認の電話が入ったりするわけでもありますけれども、そういう中で宿泊療養施設への移動というものも考えられるのではなかろうかと思うんですが、その辺のところの基準というものはどのようになっているのか。

なかなか私たちには知らされていない部分がある、そういう点についてお聞きをしたいということ、それから町として、この数十人、岡崎で700人であるならばその10分の1というふうにおっしゃいましたけれども、自宅療養者の中でもいろんな人がいるわけですね。いろんな症状の人が。

それをやはり、本当に危険な人が自宅療養になっていると、軽症だということで自宅療養になっているわけですが、これは刻々といろんな症状が変わるわけでもありますので、その辺のところもやはり宿泊療養施設への移動というものも考えながら、自宅療養者を減らしていくというその取組ができないのかということでもありますけれども、基準も教えていただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） はっきり言ってその基準については、ちょっと今この場では私自身分かっておりません。それと、これなぜ入れないかということでございますが、保健所に確認をしたところ、やはり第一には宿泊療養施設、これを基準にしているということなんです。

どうしてもいろんな事情で自宅で療養となる方については自宅ということございまして、それなのに自宅が多くて宿泊療養施設がまだ空きがあるということに捉えられがちですけれども、この隔離されている方が退所された後、その後のウイルスの汚染防止のための消毒等を行うために、すぐに次の方が入所できるというような状況には至らないということございまして、先ほどの40%弱の入所ということございまして実際は6割、7割というような感覚で、非常に入所が難しいということの中で自宅療養者が増えてきてしまっているということございまして、よろしくお願ひします。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） なかなか、自宅療養者から宿泊療養施設への切り替えが難しいということのようでございますけれども、では町民の命、こうした危険性についてどのように考えられておられるのかということでもあります。

幸田町は、保健所のほうから知らされていない、情報提供がないということで、自宅療養者の人数もつかめない、そしてどういう方たちが自宅療養しているかも分からない、そういう状況ではどうやって町民の命を守ることができるのかと言わざるを得ない状況であります。

こうした状況の中で、やはり何よりも情報提供、これは必要ではなかろうかと私は思います。とりわけ、こうした今のデルタ株による陽性者の方たちが、いろんなステージを判断されるわけでございますが、その中でこのかかった人が急変する場合もあるわけですね。そういうことも町としてつかめないわけでありますので、このような危険な状況を放置していいのかと、私は思います。

そうした点におきまして、保健所のほうに掛け合いながら、軽症者の方たちも宿泊療養施設への入院を促すという、そういうことが何としても必要だと私は思いますので、その辺をきちっと保健所のほうに申入れできないのかということではありますが、その辺はいかがでしょうかということでもあります。

次に、中小業者への支援について伺います。コロナ感染が拡大をしてから、もう1年半以上が過ぎました。そういう中でコロナ対策として、町としても様々な対策を取り組んでおりましたけれども、このように長期化するに至って、やはり中小業者支援というのは一過性のものでは駄目だというふうに思います。

やはり非常に厳しい状況の中で、営業をやむなくされている方たちもいるわけでございますので、町として独自の持続化給付金やあるいは家賃補助などの対策をどう考えるのか伺いたいということと、それから税の減免制度、これについてもどのように考えられておられるのか伺いたいと思います。

この支援につきましては、各自自治体でもいろいろな取組がなされております。第一弾はもう終わりました。次に、やはり今年度に入ってから、この町民への支援というものも進められているわけでありますので、幸田町としては医療関係者へのクオカードを配る、これだけでいいのかと私は言いたいわけであります。その辺について、取組ができるかできないかをお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 自宅療養されている方、この方にとりましては、事態が急変して死亡する例も聞いております。まずは町としましては、先ほど情報提供ということもございました、保健所へ働きかけ、少しでも多くの情報を入手して対応して、後は何らかの形で自宅療養の方とつながれる部分、こうしたものを探っていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 私のほうからは、中小企業支援ということで一つ目の件につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

これまでに私共のほうで実施いたしました中小企業支援対策につきましては、今、議

員おっしゃられた持続化給付金や家賃補助等がございます。御承知のとおり、これらは国の制度として実施いたしました。家賃補助につきましては町からも独自に上乘せ補助をしたというものでございます。

その他、中小事業者に対して独自のものといたしましては、飲食店応援食事券や小規模事業者業態転換等補助金など、七つほどを今までには支援策として実施いたしております。また、町の主要産業でもあります農家等に対しても支援しておるということでございます。

いずれにいたしましても、議員おっしゃるとおり、まだまだコロナは収まっておりません。今後とも過去に実施した支援策等を参考にしながら、また国県の動向及び近隣市町の取組など注視いたしまして、必要な対策等は検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 新型コロナの影響による税のほうの減免の制度の関係でございますが、税の減免に関しましては、昨年4月の緊急経済対策の中で二つの措置が創設または拡充をされてきたものであります。

その一つは、厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税等の負担を、これは令和3年度限りということではありますけれども、売上高の減少幅によって、2分の1またはゼロとする負担軽減措置が創設をされております。この実績に関しましては164件申請をいただきまして、1億9,232万3,000円の軽減をしておるところであります。

もう一つは、生産性向上特別措置法による認定先端設備に対する固定資産税の特例措置というものがございました。これは、対象となる償却資産の税額をゼロとする特例でございますが、これを2年間の延長と対象資産の拡充ということが図られております。ただこちらについては、これまで本町における実績はございません。

そしてこれらの減免制度の拡充をということでございますけれども、そもそもこれらの措置につきましては、自治体の財政を支える安定した基幹税である固定資産税について、この国の経済政策に用いたということに対しては、地方団体からも遺憾の意が示されたようなこともありまして、前例のない特例措置であるということで、減収補填特別交付金によりその全額が国費で補填されるということになっておるものでございます。

これらの次年度以降の扱いに関しましては、現在のところ国のほうからも新たなアナウンス等はありません。町単独で行うということについては、歳入への影響が大変大きいものとなり、現状ではこれを延長する予定は持っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 中小事業への支援については、これから考えるということであり。隣の岡崎市等では、喫茶店や飲食店、これに10万円の協力金というようなことが言われておられて、また碧南市等では施設改善支援金等が対策として出されております。

また、住民に対する支援等も、いろいろと今議会で取り上げられているようでありま

して、それが大体この西三河におきましては、全市民を対象として地域振興券などが配布されるようであります。そうした点におきまして、幸田町でも1回目に町民への食事券を配って飲食店支援と町民支援を同時に行ったという経過がございますので、そうしたことも第2弾としてやはり取り組んでいく必要性もあるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、この辺も考えていただきたいと思います。

次に、コロナ禍で困窮する学生への支援について伺いたいと思います。大学などでは食料支援などが行われております。多くの学生から高過ぎる学費の支払いや、奨学金の返済で将来への不安の声が寄せられております。そこでお伺いするわけでありますけれども、町独自の応援給付金などの支援はできないかということでありますけれども、これについて伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 町内で学ぶ学生等へ町独自の応援給付金などの支援ということの御質問でございます。昨年度以降、大学生等に対しましては、支援策の情報提供それから幸田町産米の消費支援事業、社会福祉協議会を通じた学業資金の貸付事業、これなどを実施し、応援をしてきたところでございます。

今後これをするというような施策は今のところ持っていないわけでございますけれども、本町の対策本部会議等で協議をし決定し、実施をしていきたいというふうに思っております。また、何よりも学生さんへの支援としまして情報提供の部分が必要かと思っておりますので、こういったものをいろいろ、経済的支援の一覧というものがウェブサイトにも掲載してありますので、感染症の影響で学びの継続が困難となっている学生生徒の皆様に関係する、こういった制度を周知していきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 学生への支援も本当に幸田町産米を送ったり、そういったことを取り組んでこられました。かなり長引く中で、本当に学業の継続が困難という学生が増えてきているわけであります。町内に在住する若者が学業が続けられないという状況にならないように、やはり支援も必要ではなかろうかというふうに思っておりますので、その辺のところ十分対応していただきたいということであります。

次に、コロナ禍で生活に困窮する世帯に対しての支援としては、緊急小口資金、総合支援資金があります。これは今現在、何人が申請しているのかということでございます。それからこれが終わった時点では、また今度は交付金という制度があるわけですがけれども、交付金に移行するような状況になってきている状況ではないのかというふうに思うわけであります。その辺について、町としてはどのように把握をしておられるか伺いたいと思います。そしてまた、これを制度延長することについて伺います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 特例貸付の実績について、昨年度と比較してお答えをいたします。

緊急小口資金でございます。令和2年度は283件、令和3年度に入りまして、8月23日現在でございますけれども、37件を頂いております。総合支援資金につきましては、令和2年度が79件、令和3年度、これも8月23日現在で54件となっております。

ます。こちらの数字を比較してみますと、令和3年度に入りまして、緊急小口資金から総合支援資金へ移行した傾向が見られるところがございます。

それから特例貸付の制度延長につきましては、これも国のほうで定められておりました、現時点では今年の11月末までが申込受付が延長されております。それから先ほどおっしゃられた、今度は支給の関係でございますが、今年度から新たに新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、こうしたものが創設されまして、総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯につきまして、3人以上世帯の場合最大30万円の支給が受けられるものとなっております、この制度につきましても今年の11月末までの申込みというふうになっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 非常に多くの方たちが、生活に困窮をしている実態が出てきているかというふうに思います。例年ですとこんなにはないわけですよ。それが、もう既にこの総合支援資金も借り尽くしたと、今度は支援金のほうに移行せざるを得ないという状況の中、実世帯が分からないわけでありますので、その辺のところを判断できないわけですけども、しかしながら、やはりこうした生活困窮世帯が増えてきている状況があるということは認識していただきたいというふうに思います。

そうした上で、やはりこの制度延長がなされたことにつきましては、さらに制度延長を求めるものであります。そうした点におきまして、やはりこの支援金という名のこの制度も十分知らせながら、活用していただけるようお願いするものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する様々な相談が、1か所で受けられる総合的な窓口を設けることについて、お聞きしたいと思います。やはり保健センターに行っても、あまり返事がうまく得られなかったとかいろいろとお聞きをするわけであります。ですのでそうしたことについて、やはり一つの窓口できちっと対応できるようにしていただきたいと思うわけでありますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの特例貸付等の問題につきましては、社会福祉協議会それから愛恵協会という形で窓口になっております。こうした方々、今、福祉課の中にも来ていただいておりますし、その中でいち早く情報提供をして、この活用に結び付けたいというふうに思っております。

それから、様々な相談が1か所であるという御質問でございます。この対策の窓口というのは、実際事務を行うとなると多岐にわたるということでございまして、なかなか一つの窓口で最後まで完結することは難しく、現実的でもないのかなというふうに考えております。

先ほど健康課へ行ってもはっきりとした答えができないということ、これは問題だと思っておりますので、しっかりといろんな情報を集約しまして、コロナ対策窓口、これは健康福祉部の福祉課、これで継続していきたいというふうに思っております。それで問合せ等があれば、関係・所管する対策部局へしっかりとスムーズにつなげたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） やはり住民が困ったときに、総合的な窓口で相談できるような体制づくりをしっかりと進めていただくように、お願いをします。そしてまた、コロナ封じ込めで命と暮らしを守ることにどう進めるのか、これから本気の対策を進めていただけるようお願いして、一つ目の質問を終わります。

次に、2問目であります。加齢性難聴者の補聴器購入補助制度の創設について伺います。高齢になりますと、大きな声で会話する人が多くなります。これは加齢による難聴が進んでくるからでありまして、よく耳が遠くなってしまつてと言われます。耳が聞こえなくなり、聞こえにくくなり、会話の中に入つていけない。社会参加にも支障が出てくるなどあります。

一方、補聴器が高くてなかなか買えないという実態もあります。補聴器は安くても10万円から、30万円などと高額であります。できるだけ多くの難聴者の方に早期に補聴器が利用できるように、購入補助制度の創設について伺うものであります。そこで順次質問をいたします。まず、難聴者の実態把握について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの窓口の問題でございます。本部としましては、町民の方に分かりやすい、例えば厚労省等が作成したリーフレット、暮らしを守るための情報提供というもの、まとめたものがございます。こうしたものをホームページ等にアップしてございます。それから昨年度も作成しましたが、本町作成の支援メニュー一覧表、こうしたものが今、更新をされておりませんので、こうしたものの更新を行うことで、各種相談に迅速に対応していきたいというふうに思っております。

それから、これからの本気の対策ということでございます。現状では100%コロナを封じ込める、つまり感染を100%抑えるということはできません。感染した場合に重症化させず、命を守るためのワクチン接種の加速化を進めていきたいと思っております。接種の推進がその後のウィズコロナで経済を回すことが可能になる近道ではないかというふうに思っております。

また、何よりも感染させない対策というものも重要となると思っておりますので、一人一人の基本的な感染予防の徹底を、引き続きこれは呼びかけていきたいというふうに思っております。

次の御質問で、難聴者の実態把握ということでございます。手元にある資料、事務局でつかんでいる数字をまず申し上げます。本町の聴覚に係ります身体障害者の手帳保持者でございます。70歳以上の高齢者の方が、8月18日現在で62名お見えになります。このうち、障害者総合支援法によるサービスであります補装具購入制度を活用して、補聴器を購入された方が29人、比率にしますと46.8%見えるということでございます。

これらの対象者は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、または一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上でかつもう一方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方となっているということでございます。一方で議員言われる方だと思っておりますが、WHOで示す日常生活に支障を来す中等度の難聴、いわゆる両耳の聴力レベルが41デシベル以上から70デシベル未満の人の把握については、身体障害者手帳の交付対象とされて

いないことから、その数を把握していないという状況でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 難聴者手帳所持者につきましては、実態がつかめるわけでありませんが、中等度難聴レベルの方たちにつきましては、実態がつかめないということになります。この実態把握につきましては、聴覚検査、これを健診メニューに入れることについて、把握ができるかと思えます。また、アンケートなどによる難聴者の把握もできるかと思えますので、その辺について健診メニューに入れることについてお伺いしたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどのこの難聴者の実態把握、正確な数字はつかんでございませんが、一般的に全国のある調査結果におきましては、日常生活に支障を来す程度とされる難聴者の方は、70代男性で5人に1人と、女性で10人に1人とされておりまして、ここからすると相当数の方がおられるかというふうに思っております。

それから、聴覚検査を健診メニューに入れることはということでございます。この健診メニューに入れての検査というのは、医師会のほうに確認したところ、可能であるというふうに聞いております。しかしながら、加齢性の難聴については誰にでも起きる可能性がございまして、一般には50歳代から始まりまして、65歳を超えると急激に増加すると言われている中、検査をしても特に高い音につきましては、ほとんどが精密検査の領域に入ってしまうのではないかということの危惧もあるということを聞いております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 医師会では可能だということであるならば、私はこの聴覚検査を健診メニューに入れることを要求するものであります。人間ドックを受けますと聴覚検査は必ずありますので、そうしたことで自分の実態を知ることができますけれども、住民健診では健診メニューがないわけですので、その辺、住民健診にやはり入れながら、そして自分の実態を把握をして、そして再度これから精密な検査を受けて、それから補聴器というような手順を踏みながらやるかというふうに思えますので、その辺のところをやはりまずはつかむことであると思いますので、よろしくお伺いしたいと思えます。

難聴は、国際アルツハイマー会議では、認知症の最大の危険因子とされております。認知症の予防活動として難聴対策をすべきでありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 国立長寿医療研究センターの物忘れセンターというところがございます。世界でも最大級の物忘れ外来と入院病棟を持つ認知症の専門医療センターでございます。この難聴と認知症に関する臨床研究におきまして、今後の人間ドックや高齢者住民健診では、聞こえや認知機能についてのチェックがより一層になると報告をされているということもございまして、本町におきましても医師会とまずは協議しながら、方向性を決めていきたいというふうに考えます。

それから次の御質問の認知症の最大危険因子とされている難聴でございます。この難

聴と認知症の関係につきましては、令和元年6月、国が認知症施策推進大綱の中で、認知症の予防法や治療法、ケア技術等の研究開発を進めていくことが改めて示されておきまして、運動機能に加えまして難聴についても認知症の危険因子の一つとされまして、令和2年6月の実施状況の報告におきましても、今後も引き続き予防効果の研究等を調査・研究していくこととなっているため、この国の研究の動向を注視していきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国の動向を注視ということでありまして、厚労省の新オレンジプランでは、難聴が認知症の危険因子であると指摘をしているわけでありまして。そうした意味におきましても、幸田町の高齢者の福祉計画、こうしたものにもやはり認知症対策として盛り込んでいく、そういうこともやはりこれから必要ではなかろうかと思うわけでありまして。そうした意味におきましても、やはりこの難聴が認知症も引き起こしていく一つのものだということも意識をしながら、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、補聴器の購入について伺いたいと思います。高齢者は大半の人が年金暮らしであります。補聴器が高くてなかなか買えないという声が多いわけでありまして。そうした中で全国でも少なくとも35市区町村が補聴器購入に助成をしております。これが愛知県下では、補助している実態の把握をしておられるかおられないか、お尋ねしたいと思います。

次に、この加齢性難聴者の補聴器購入補助、町で実施をすることについて伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 幸田町におきましては、運動等に関係します認知症につながる対策、こういったものはいろんな事業を予防対策として実施をしておるところでございますが、直接難聴ということについては取組はできていないということでございます。先ほどの国の研究成果も見極めながら、本町でできる対策を取っていきたいというふうに思っております。

それから、愛知県下の補助の把握、こちらのほうの補助制度に関係します県内市町村の導入状況です。今年4月の愛知県保険医協会の調査によりますと、54市町村中二つの市町、犬山市と設楽町、また令和3年度中に実施を検討しているのは稲沢市ということで、その他の自治体については見受けられないということでございます。北名古屋市につきましては、令和2年度をもって助成制度を廃止しているという、そういった情報も聞いております。

それから、補聴器購入制度の創設をということでございますが、本町における補聴器の購入助成については、2点行っておりまして、障害者総合支援法による障害者手帳をお持ちの方、このうち聴覚障害をお持ちの方が対象となるもので、これは十数件の申請があるということです。

それからもう一つは、障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の方を対象とした補助事業、これは平成27年度施行で満18歳に達する日以後の最初の3月31日ま

での方ということで、幼少から青年期にかけまして言語及び精神の発達並びに学力の向上等一定の効果が期待できる方を対象としたものということでありまして、毎年度数件の申請がされているということでもあります。

これら以外の加齢性難聴の方に対する補助は、ないのが現状でございます。そうした中、先ほどの物忘れセンター、御紹介をさせていただきましたが、ここでいろんな結果が出ております。高齢者では難聴があると1.6倍多く認知機能を合併するというような結果も出ております。今後は、物忘れと難聴がある患者を対象に、補聴器を使用することで認知機能がどう変化するか、こうしたような研究もこれから進めるということでありまして、こうしたことを踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 愛知県の中では、犬山、設楽それから稲沢がこれから実施をするということでもあります。このように全国でも補聴器の購入費補助制度が次々と創設をされております。新潟県では、日本耳鼻咽喉科学会ですね、新潟県地方部会、ここが2019年から認知症予防対策として補聴器購入助成制度の創設をと県に働きかけて、2020年から2021年にかけて5市町村で制度が創設をされております。

このように、やはり加齢性難聴による中等度の難聴者につきましては、認知症予防それから社会参加、このような二つのことが改善されるわけでありまして。そうした意味におきまして、やはり高齢者のひきこもりをなくしていく、そのためにも補聴器購入補助制度の創設を求めるものであります。これについて再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ありがとうございます。新潟県の例も含めまして、都心部ではかなりのこの導入の事例があるというふうに聞いております。愛知県におきましても、令和3年の4月から、犬山市、設楽町ということで動きが出てございますので、この辺の動向も見極めながら考えていきたいと思っております。

加齢に伴う難聴につきましては、誰にでも起こり得る可能性を持っております。今後迎える高齢化社会、超高齢化社会の中、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活を維持するためには、避けることのできない課題というふうに認識をしております。新たな助成制度の導入につきましては、長期にわたる継続が必要となっております。先ほど発言させていただきました国の認知症対策推進大綱等に基づく調査研究の動向、県、近隣の市町村の動向を注視し、今後慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 加齢性難聴者の深刻な状況を聞いていただきました。ぜひこの制度創設が実現できますように重ねてお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は9月13日、月曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を9月9日、木曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時01分